

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
重要事項説明書

様

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

定期巡回 長江

株式会社 プロケアしまなみ

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

運営方針は次の事項とします。

- (1) お一人おひとりの意思や能力、人生、人格を尊重したサービスの提供
- (2) 家族間により良い関係が築けるようなサービスの提供
- (3) 地域に密着した環境づくり
- (4) 利用者及びそのご家族の理解を得るため、運営に関する情報の積極的な公開

2. 事業の内容

(1) 事業者(法人)の概要

法人名	株式会社 プロケアしまなみ
所在地	広島県尾道市長江二丁目7番8号
代表者名	代表取締役 榎 計人

(2) 事業所の概要

事業所名	定期巡回 長江
指定番号	3491100446
開設日	平成27年8月1日
現住所	広島県尾道市山波町343
連絡先	TEL 0848-36-6071 FAX 0848-38-2131
管理者の氏名	山根 真由子
サービスを提供する地域	尾道市（御調町・浦崎町・百島町・瀬戸田町・因島各町以外の地域）とします。
営業日	365日 24時間

(3) 事業所の従業者体制

管理者	: 1名 常勤（オペレーター、訪問介護員兼務）
オペレーター	: 1名以上（訪問介護員兼務）
計画作成責任者	: 1名（オペレーター・訪問介護員兼務）
随時訪問介護員	: 1名以上（オペレーター兼務）
定期訪問介護員	: 必要数

3. サービスの内容

(1) オペレーションセンターサービス

あらかじめ利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、利用者又はその家族からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う。緊急の通報を受けて適切な対応を取ります。

(2) 定期巡回サービス

利用者の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来るよう、居宅サービス計画に沿って、定期的にサービスを提供します。入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助を行います。

(3) 随時対応サービス

利用者に対し、24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報を受け、内容に応じて相談や訪問等の対応を行います。

- * 通報が複数重なる場合は、内容の緊急性で優先順位を決めて対応します。
あらかじめご了承ください。

(4) その他のサービス

居宅介護支援事業者及び他の介護サービス事業者などへの連絡、調整を行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成。

- * 必要に応じて、サービス内容の変更を柔軟に行います。

4. 利用料

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護料（介護保険給付サービス利用者負担金）は、介護度・負担割合により異なります。以下は1か月あたりの自己負担額です。
通所系サービスを利用される方には、下表に表示されている減算があります。
厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とし設定します。

介護報酬告示額

・基本料金（1か月あたり）※単位数（円）

連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（月額）

要介護 状態区分	介護のみ利用 (定期巡回長江へ支払い)			看護を利用する場合 (訪問看護事業所へ支払い)		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
負担割合						
要介護1	5,446	10,892	16,338	2,961	5,922	8,883
要介護2	9,720	19,440	29,160	2,961	5,922	8,883
要介護3	16,140	32,280	48,420	2,961	5,922	8,883
要介護4	20,417	40,834	61,251	2,961	5,922	8,883
要介護5	24,692	49,384	74,076	3,761	7,522	11,283

通所系サービスを利用された場合は、要介護度により定められた額を減算します。

短期入所系サービス利用時については、日割りにするものとします。

月途中で登録した場合や月途中で登録を終了した場合にも、日割りにするものとします。

要介護 状態区分	通所利用時1日あたりの減算			短期入所利用時等の日割単価		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
負担割合						
要介護1	▲62	▲124	▲186	179	358	537
要介護2	▲111	▲222	▲333	320	640	960
要介護3	▲184	▲368	▲552	531	1,062	1,593
要介護4	▲233	▲466	▲699	672	1,344	2,016
要介護5	▲281	▲562	▲843	812	1,624	2,436

加算料金等 ※単位数（円）

初期加算	1割	30	利用開始から30日間 1日当たりの単位
	2割	60	
	3割	90	
総合マネジメント体制強化加算 (I)	1割	1,200	多職種協働及び地域活動への参加 限度額管理の対象外 1月当たりの単位
	2割	2,400	
	3割	3,600	
介護職員等処遇改善加算(II)		22.4%	介護保険料負担合計に対して 限度額管理の対象外

(2) 利用料のお支払方法

利用料につきましては、月末で締めて翌月15日頃に請求書を送付させていただきますので、末日までに現金または振込、引落としにてお支払いください。

振込先 広島銀行 尾道栗原支店 普通 3099838
株式会社プロケアしまなみ ケアホーム長江

5. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたり、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① 利用者様からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者様から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は利用者様及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 利用者様は「3. サービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者様の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただくこともあります。

④ 定期巡回サービスの訪問予定時間は、交通事情、緊急を要する随時訪問の事情等により前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者様の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ 契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ 契約者もしくはその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他契約者もしくはその家族等に対する迷惑行為

6. 緊急時の対応と協力医療機関

サービス提供時に利用者様の病状が急変した場合、その他緊急の事態が生じた場合には、応急措置、医療機関への搬送などの措置を行い、速やかに主治医や協力医療機関、ご家族に連絡を行うなど必要な処置を講じます。

・主治医

氏名
所属医療機関名等
電話番号

・協力医療機関

名称 松山内科
住所 広島県福山市藤江町1724-1
電話番号 084-935-7631

・協力歯科医療機関

名称 井上歯科クリニック(訪問)
住所 広島県尾道市久保町二丁目1番5号
電話番号 0848-38-2080

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うとともに必要な処置を講じます。事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。また、事故が生じた原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

8. 個人情報の保護

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者様またはそのご家族の個人情報を保護します。また、退職後においてもこれらの個人情報を保護します。事業者は、利用者様またはそのご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者様またはそのご家族の個人情報を用いません。

9. 身体拘束の禁止

原則として、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者様及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。身体拘束等適正化の指針を整備し、3月に1回の身体拘束等適正化対策検討委員会の内容を介護職員他に周知徹底すると同時に介護職員他に対して定期的な研修を行っています。

10. 苦情窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当： 管理者・リーダー
ご利用時間 : 9時00分～17時00分
ご利用方法 : 電話 0848-36-6071

*次の公的機関においても苦情申し出ができます。

尾道市 高齢者福祉課 介護保険係
広島県尾道市久保1丁目15-1
受付時間 8:30 ~ 17:15
電話番号 0848-38-9440

広島県社会福祉協議会 広島県福祉サービス運営適正化委員会
広島県広島市比治山本町12-2
受付時間 8:30 ~ 17:15
電話番号 082-254-3419

広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課
広島県広島市中区東白島町19番49号国保会館
受付時間 8:30 ~ 17:15
電話番号 082-554-0783

11. 合鍵の管理法等について

- ① 随時対応の緊急訪問が適切に行えるように合鍵を預かります。
預かった鍵は、事業所のキーボックスにて保管します。
- ② 合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合は、すみやかに対処し、通知いたします。
- ③ サービス終了時や返却のご要望があった場合はすみやかに返却いたします。
- ④ スペアーキー作成の必要がある場合の費用は利用者様負担となります。
- ⑤ 合鍵の預かりの同意を、鍵預書にて行います。

1 2. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

*緊急時の連絡先

なお、緊急時の場合には、緊急連絡先にご記入いただいた連絡先に連絡します。
不都合のある場合には申し出てください。

緊急連絡先 1 氏 名： (続柄)
電話番号：

緊急連絡先 2 氏 名： (続柄)
電話番号：

1 3. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を法人全体の事業所合同にて講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6ヶ月に1回開催します。その結果を、従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を法人全体の事業所合同にて講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

15. ハラスメント対策に関する事項

事業所は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントの防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ① 職場におけるハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し従業者に周知し啓発を行います。
- ② ハラスメント指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- ③ 従業者に対し、ハラスメント対策についての研修を定期的実施します。

16. 記録の整備

事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備しその完結の日から5年間保存するものとします。

事業所は、前項に規定する事項を記載した文書を紙媒体もしくは電磁的記録様式にていつでも関係者に閲覧させることが出来るものとします。

17. 公表

運営規程の概要、従事者の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資する重要事項を事業所内の備え付け書面でいつでも自由に閲覧できます。

当事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの開始にあたり、利用者様に契約書及び本書面に基づいて事項の説明を行いました。

この証として本書2通を作成し、利用者様、事業者が署名の上、各自1通を保有するものとします。

但し、利用者様の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者様等への説明・同意について、書面で説明・同意等を行うものについては、電磁的記録による対応を可能とします。

年 月 日

事業所 広島県尾道市山波町343

定期巡回 長江

説明者

私は、契約書及び本書面により、事業所から定期巡回随時対応と訪問介護看護サービスについて説明を受け同意しました。

利用者

住 所

氏 名

㊞

代筆者

(続柄)

利用者家族または利用者代理人

続 柄

住 所

氏 名

㊞

鍵 預 書

年 月 日

1. 甲は、乙が訪問介護サービスを提供するため甲の自宅に出入りすることを目的として、下記の鍵を乙に預け、乙はこれを預かりました。
2. 乙は、預かった下記の鍵を最善の注意をもって事業所内で保管し、上記1以外の目的で使用いたしません。また、万一預かり中の鍵を紛失した時は直ちに甲に通知し、その後の処置一切を甲の指示通りに行います。
3. 乙は、預かった下記の鍵につき、複製が必要な場合は複製するものとし、甲はこれを承諾します。
4. 乙は、訪問介護サービス提供において鍵を預かる必要がなくなった場合は、速やかに甲に下記の鍵を返却いたします。

----- 記 -----

摘 要	鍵 番 号	個 数

ご利用者様 (甲)

Ⓜ

(乙) 広島県尾道市長江二丁目7番8号
株式会社 プロケアしまなみ

代表取締役 槇 計人

Ⓜ